

## 民事訴訟規則第68条第1項及び第170条第2項の録音テープ等への記録の手續等について

平成9年12月8日高等、地方、家庭裁判所事務局長あて民事局第一課長、総務局第三課長事務連絡

新しい民事訴訟法（平成8年法律第109号。以下「民訴法」という。）及び新しい民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号。以下「民訴規則」という。）等の施行に伴う多くの改正通達等が発出されたところですが、民訴規則第68条第1項の録音テープ等は事件記録の一部となるものであることなどから、保管その他の事務の取扱いについて、事件記録の取扱いを定めるいくつかの通達等に個別に規定されています。

また、民訴規則第170条第2項の録音テープ等は事件記録の一部となるものではなく、事件記録とは別途の取扱いが必要となりますが、原則として、民訴規則第227条第2項の録音テープ等と同様の取扱いが相当であると考えられます。

そこで、民訴規則第68条第1項及び第170条第2項の録音テープ等への記録の手續等について、別紙のとおり整理しましたので、事務処理の参考にしてください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所から連絡してください。

### （別紙）

#### 第1 民訴規則第68条第1項の録音テープ等への記録の手續等

##### 1 録音等の手續

###### (1) 録音等の装置の操作者

民訴規則第68条第1項の規定による証人、当事者本人又は鑑定人（以下「証人等」という。）の陳述の録音テープ又はビデオテープ（これに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）の記録（以下「録音等」という。）は、当該口頭弁論期日等に立ち会った裁判所書記官が庁用の録音等の装置を用いて行う。

###### (2) 録音等の方法

録音等は、同一の事件の同一の取調期日ごとにそれぞれ別の録音テープ等を使用して証人等の陳述を記録して行う。この場合において、必ずしも取り調べられる者ごとに別個の録音テープ等を使用する必要はない。

###### (3) 調書への記載

録音テープ等に記録することによって調書の記載に代える許可があった場合の調書の記載は、平成9年7月16日付け最高裁総三第76号総務局長、民事局長通達「民事事

件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」（以下「調書通達」という。）記第3の4の(6)及び5による。

## 2 録音テープ等の保管等

### (1) 録音テープ等の保管者及び保管の方法

事件記録の一部として、平成9年8月20日付け最高裁総三第98号総務局長通達「「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」の一部改正について」によって改正された後の平成7年3月24日付け最高裁総三第14号総務局長通達「事件記録の保管及び送付に関する事務の取扱いについて」記第1により保管する。

### (2) 録音テープ等の編成等

適宜の箇所に、事件番号、裁判所名、証人等を取り調べた日、証人等の氏名等を記載し、平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」（以下「編成通達」という。）記1の(2)のエによりつづり込む。

### (3) 録音テープ等の保存期間

事件記録の一部として、平成8年最高裁判所規程第2号「民事事件記録符号規程の一部を改正する規程」及び平成9年最高裁判所規程第1号「事件記録等保存規程及び民事事件記録符号規程等の一部を改正する規程の一部を改正する規程」によって改正された後の昭和39年最高裁判所規程第8号「事件記録等保存規程」第4条により保存する。

### (4) 録音テープ等の廃棄等

平成9年7月16日付け最高裁総三第79号事務総長依命通達「「事件記録等保存規程の運用について」の一部改正について」によって改正された後の平成4年2月7日付け最高裁総三第8号事務総長依命通達「事件記録等保存規程の運用について」記第5の2の(2)により廃棄する。

## 3 録音テープ等の複製等

平成9年8月20日付け最高裁総三第97号総務局長通達「事件記録等の閲覧等に関する事務の取扱いについて」による。

## 4 陳述記載書面の作成及び編成

民訴規則第68条第2項の証人等の陳述を記載した書面は、事件記録の存する裁判所において作成し、編成通達記1の(3)のエによりつづり込む。

## 第2 民訴規則第170条第2項の録音テープ等への記録の手續

### 1 録音等の手續

#### (1) 録音等の申出の方法

ア 口頭弁論の期日外における録音等の申出は、できる限り、書面を出させるものとする。

イ 録音等の申出は、当該事件において取り調べることのあり得る証人等又は検証について一括してすることができる。

ウ 録音等の申出は、証人等の陳述又は検証の結果の調書への記載の省略についての裁

判官の許可がされる前に、あらかじめすることができる。

(2) 録音等の装置の操作者

民訴規則第170条第2項の規定による証人等の陳述又は検証の結果の録音等は、当該口頭弁論期日等に立ち会った裁判所書記官が庁用の録音等の装置を用いて行う。

(3) 録音等の方法

録音等は、同一の事件の同一の取調期日ごとにそれぞれ別の録音テープ等を使用して証人等の陳述又は検証の結果を記録して行う。この場合において、必ずしも取り調べられる者又は検証の目的ごとに別個の録音テープ等を使用する必要はない。

(4) 調書への記載

調書の記載を省略する許可があった場合の調書の記載は、調書通達記第3の4の(6)及び5による。

2 録音テープ等の保管等

(1) 保管者

録音テープ等の保管は、録音等に係る事件を担当する裁判所書記官が行う。

(2) 保管期間の終期

録音テープ等の保管期間の終期は、録音等に係る事件が移送決定の確定、訴え却下決定又は判決により終了したときは確定又は終了の日から1年とし、取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾により終了したときは終了の日から2週間とする。ただし、訴え却下決定又は判決により終了した場合において、終了の日から1年を経過する前に、当該訴え却下決定若しくは当該判決若しくはこれに対する上訴事件の上訴却下決定、上訴状却下命令若しくは判決が確定し、又は上訴事件が取下げ、和解若しくは請求の放棄若しくは認諾により終了したときは、確定又は終了の日から2週間とする。

(3) 保管方法

録音テープ等には、適宜の箇所に事件番号並びに証人等を取り調べた日及び証人等の氏名又は検証を実施した旨及び検証を実施した日を記載する。

録音テープ等は、訴訟記録とは別にし、複製事務及び消去事務等の便宜を考慮して、適宜の方法で整理した上、他の磁気性のあるものと隔離し、かつ、高温多湿及び直射日光を避けて保管する。

(4) 整理票の備付け

録音等に係る事件を担当する裁判所書記官は、録音テープ等の検索の便宜のため、別紙様式第1の書面を参考にした整理票を作成し、これに、事件番号、当事者の氏名又は名称、証人等を取り調べた年月日又は検証を実施した年月日、証人等の氏名又は検証の目的の要旨、録音等に係る事件が終了した年月日、その事由及び録音等の消去年月日を記入する。

なお、録音等に係る事件に上訴があった場合はその旨を備考欄に記入する。

整理票は、録音等に係る事件の事件番号順に整理して、録音テープ等とともに保管す

る。

録音等が消去された録音テープ等に係る整理票は、録音等の消去の日から1年間保存した後廃棄する。

(5) 録音等に係る事件について移送決定の確定又は上訴の提起等があった場合の取扱い

録音テープ等は訴訟記録の一部ではないので、移送を受けた裁判所又は上訴裁判所等には送付しない。

(6) 録音テープ等の消去等

保管期間が満了した録音テープ等の録音等は、消磁器等により消去する。

### 3 録音テープ等の複製

(1) 利害関係を有する者による複製の申出

録音テープ等について、利害関係を有する者から複製の申出があるときは、それが裁判上の利用に供するためのものである場合に限り、録音等に係る事件を担当する裁判所書記官は、民訴法第91条の趣旨に準じて、これを許すものとする。

(2) 複製の申出の方法

当事者又は利害関係を有する者による録音テープ等の複製の申出については、別紙様式第2の書面を参考にした録音テープ等複製の申出書用紙を備え付け、できる限り、申出書として使用させるものとする。

申出の手数料は、不要である。

(3) 複製の方法

裁判所書記官は、庁用の複製装置を使用して、申出人が持参した録音テープ等に複製する。

(4) 受領書について

録音テープ等の複製を申出人に交付する際には、その受領書を徴する。

(別紙様式第1)

録音テープ等に関する整理票

事件番号 平成 年( )第 号

当事者の氏名又は名称		録音等に 係る事件の 終了年月日	録音等に 係る事件の 終了事由	録音等の 消去年月日	備考
原告					
被告		・		・	

取調べを受けた証人等の氏名又は検証の目的等

取調べを受けた者の呼称等 (該当するものを○で囲む。)	氏名・検証の目的の要旨	取調べ等 年月日
原告・被告・証人・鑑定人		・
原告・被告・証人・鑑定人		・
原告・被告・証人・鑑定人		・
原告・被告・証人・検証		・

(別紙様式第2)

録音テープ等の複製の申出書

原告

被告

上記当事者間の御庁平成 年(ハ)第 号 請求

事件について、平成 年 月 日に実施された口頭弁論  
期日において、下記の者の陳述検証の結果が録音テープ等に記録されまし  
たが、その別添録音テープビデオテープその他( )に対す  
る複製を申し出ます。

記

原告本人 被告本人 証人 鑑定人

平成 年 月 日

原告 被告 利害関係人その他( )

氏 名 印

簡易裁判所裁判所書記官 殿

受領書

上記複製した録音テープビデオテープその他( )を受領し  
ました。

平成 年 月 日

原告 被告 利害関係人その他( )

氏 名 印

簡易裁判所裁判所書記官 殿

(注) 該当する事項のにレを付する。